

組織

活用に関する事務をつかさどる。

職員

(昭和三十四年八月現在)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二二四号)  
第二十三条四項の規定に基づき奈良国立文化

## 財研究所組織規定を次のように定める

(昭和二十七年三月二十五日文化財保護委員會規則第五号) (昭和二十九年六月二十九日文

化財保護委員会規則第一号第一次改正)。

## 奈良国立文化財研究所の組織規程

## （奈良国立文化財研究所の組織）

第一条 奈良国立文化財研究所の所掌事務を

分掌させるため左の四室を置く。

美術工芸研究室

建造物研究室  
歴史研究室

歷史研究室

（美術工芸研究室の所掌事務）

## 第一条 美術工芸研究室においては、絵画、彫

刻、工芸品、書跡その他建造物以外の有形

文化財並びに工芸技術に関する調査研究並

びにその結果の普及及び活用に関する事務

（基吉リカトヨシ）「丁度、手て元

### （建造物研究室の所掌事務）

第三章 遺物研究室における遺物に関する調査研究並びにその結果の普及及び

（歴史研究室の所掌事務）

第四条 歴史研究室においては、公庫および史跡に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

（庶務室の所掌事務）

第五条 庶務室においては、左の事務をつかさどる。

一、別に文化財保護委員会から委任を受けた範囲における職員の人事に関すること。

二、公文・書類の接受及び公印の管守その他庶務に関すること。

三、経費および収入の予算、決算その他会計に関すること。

四、行政財産及び物品の管理に関すること。

五、職員の福利厚生に関すること

附 則

この規則は昭和二十七年四月一日から施行する。

附則（昭和二十九年六月二十九日文化財保護

歴史研究室												研建 究造 室物			研究工芸室		所属		
庶務室	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員			
横田	杉本	渡辺	横田	丹坂	岡本	紺野	森川	田中	中井	牛川	坪井	浅野	工藤	鈴木	杉木	森山	守二	藤田	
靖敏	敏衆	辰次	信	信義	康幸	幸	清	喜	圭嘉	清幸	章吉	吉三	三蘊	吉郎	隆夫	公剛	亮策	田亮	
子昭	昭芳	芳郎	次尚	尚子	榮男	琢	穩足	足	幸	清	章吉	吉三	蘊郎	隆夫	剛夫	剛策	田策		
事務補佐員	事務補助員	研究補佐員 (非常勤)	研究員	雇用	同	同	文部事務官室長	技術補佐員	同	文部技官	技術補佐員 (大阪衛立)	研究員 (大阪衛立)	技術員	文部技官	技術補佐員	同	文部技官	所長	
			係長											室長			室長	官職	
トタ イ ス	運転 手車	自 車 真	写 業 員	写 計 員	作 計 員	守 一 員	会 計 員	庶 務 員	國 務 員	統 務 員	庶 務 員	考 古 古	考 古 古	(遺 跡 園)	(庭 園)	建 築	彫 刻	工 芸	担当